

京都市告示第363号

町の区域の変更について、地方自治法第260条第2項の規定により、告示します。

なお、その効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定による京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の換地処分^{ももやまちょういずみ}の公告のあった日の翌日から生じます。

平成28年10月21日

京都市長 門川 大作

- 1 京都市伏見区の区域のうち、次の土地及びその土地に隣接する水路を桃山町和泉に編入する。

町名	地番	備考
桃山町丹後	34の3	
同上	146の2	
桃山町養斎	36の2	
同上	132の4	
桃山町大島	16の2	一部
同上	16の3	
同上	16の6	
同上	16の7	
同上	16の8	
同上	16の9	
同上	16の11	一部
同上	16の12	一部
同上	16の13	
同上	16の14	
同上	16の15	
同上	16の18	
同上	16の19	
同上	16の22	

同	上	19の1	
同	上	19の6	
同	上	19の8	
同	上	21の1	
同	上	21の3	
同	上	21の9	
同	上	21の15	
同	上	21の16	
同	上	21の17	
同	上	22の1	
同	上	22の3	
同	上	22の4	
同	上	22の5	
同	上	22の6	
同	上	22の7	
同	上	22の8	
同	上	23の1	
同	上	23の2	
同	上	23の5	
同	上	23の6	
同	上	110の1	
同	上	110の3	
同	上	110の4	
同	上	110の5	
同	上	112の2	
同	上	113	
同	上	114	

同	上	115	
同	上	116	
同	上	117	一部
桃山町	因幡	34の1	一部
同	上	34の2	一部
同	上	34の3	一部
同	上	34の6	一部

2 京都市伏見区の区域のうち、次の土地を桃山町^{ももやまちょうようさい}養齋に編入する。

町名	地番	備考	
桃山町	大島	112の1	

3 京都市伏見区の区域のうち、次の土地及びその土地に隣接する水路を桃山町^{ももやまちょういなば}因幡に編入する。

町名	地番	備考	
桃山町	大島	6の1	
同	上	6の4	
同	上	6の5	
同	上	6の6	
同	上	6の7	
同	上	6の8	
同	上	6の9	
同	上	6の10	
同	上	6の11	
同	上	7の1	
同	上	7の2	
同	上	7の3	
同	上	8の1	

同	上	9の1	
同	上	9の5	
同	上	9の6	
同	上	9の7	
同	上	9の8	
同	上	9の9	
同	上	9の10	
同	上	9の11	
同	上	9の12	
同	上	9の13	
同	上	9の14	
同	上	9の15	
同	上	9の16	
同	上	10の1	
同	上	10の3	
同	上	12の1	
同	上	12の6	
同	上	12の7	
同	上	12の8	
同	上	12の9	
同	上	12の10	
同	上	13の1	
同	上	13の6	
同	上	13の7	
同	上	13の8	
同	上	13の9	

同	上	13の10	
同	上	13の11	
同	上	13の12	
同	上	14の1	
同	上	14の5	
同	上	14の6	
同	上	14の7	
同	上	14の8	
同	上	15の1	
同	上	15の2	
同	上	15の5	
同	上	15の8	
同	上	15の9	
同	上	15の10	
同	上	15の11	
同	上	16の1	
同	上	16の2	一 部
同	上	16の5	
同	上	16の10	
同	上	16の11	一 部
同	上	16の12	一 部
同	上	16の20	
同	上	16の21	
同	上	103の1	
同	上	117	一 部
同	上	118	

同	上	119	
同	上	120の1	
同	上	120の2	
同	上	120の3	
同	上	120の4	
同	上	120の5	
同	上	120の6	
同	上	121の1	
同	上	121の2	
同	上	121の3	
同	上	121の4	
同	上	122の1	
同	上	122の2	
同	上	122の3	
同	上	122の4	
同	上	123	
同	上	124の1	
同	上	125	
同	上	126	

備考 地番は、平成27年8月5日現在のものである。

(建設局都市整備部市街地整備課)